

◆◆◆毒物劇物取扱責任者変更届(販売業・業務上取扱者)について◆◆◆

- ◎ 毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より30日以内に届け出る必要があります。(毒物及び劇物取締法第7条)
- ◎ 提出部数：1部(写しを取って控えを保管してください。)

1. 毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類

- ① 毒物劇物取扱責任者変更届(毒物及び劇物取締法施行規則 別記第9号様式)
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③ 毒物劇物取扱責任者の診断書
- ④ 毒物劇物取扱責任者の誓約書
- ⑤ 使用関係証明書又は雇用契約書の写し

(注) 毒物劇物取扱責任者の氏名を変更(例：改姓)した場合は、①+戸籍謄本(抄本)

2. 毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物の一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。また、業務上取扱者にあつては、施行令第41条第1号(電気めつきを行う事業)、第2号(金属熱処理を行う事業)、第3号(毒物又は劇物の運送の事業)、第4号(しろありの防除を行う事業)の別を記入すること。
- (2) 登録番号及び登録年月日は登録票を確認のうえ、正確に記載すること。
- (3) 営業所、店舗の所在地及び名称は、登録票をよく確認のうえ記載すること。
業務上取扱者にあつては、以前に提出した業務上取扱者届出書に記入したとおり記載すること。
ただし、住居表示変更があつた場合は、新しい住居表示に従って記入し、その旨を備考欄に明記すること。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の住所は現住所を記入すること。
- (5) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。また、()内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般/農薬用品目/特定品目毒物劇物取扱者試験合格者の別を記載すること。
 - ① 法第8条第1項第1号…… 薬剤師
 - ② 法第8条第1項第2号…… 応用化学等の卒業者
 - ③ 法第8条第1項第3号…… 知事が行う試験の合格者
- (6) 法第8条第2項第4号に該当する事実がないときには「無」を○で囲んでください。
- (7) 変更年月日は、実際に変更のあつた日を記載すること。
- (8) 届出年月日は、提出年月日を記載すること。
- (9) 住所及び氏名は、登録票及び以前提出した業務上取扱者届出書をよく確認のうえ、記載すること。

3. その他の添付書類の留意点

(1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

- (ア) 法第8条第1項第1号……………薬剤師免許証の写し(原本持参)
- (イ) 法第8条第1項第2号……………次の区分による卒業証明書、卒業証書の写し(原本持参)又は単位修得証明書(単位習得及び卒業が確認できるもの)
 - (a) **高等学校**において化学に関する科目を**30単位以上**修得した者。
→ 卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書
 - (b) **高等専門学校**において工業化学課を修了した者。
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
 - (c) **大学の薬学部、理学部・理工学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等、農学部・水産学部又は畜産学部**の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等、**工学部**の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等の課程を修了した者
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
 - (d) 上記(c)以外で授業課目の必須課目のうち、**化学**に関する授業課目の単位数において**50%**を超えるか、又は、**28単位以上**修得した者
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書
 - (e) 上記に該当する大学院を修了した者
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
- (ウ) 法第8条第1項第3号……………合格証の写し(原本持参)

※上記(イ)(d)に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

(2) 診断書

- (ア) 「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない」ことが診断されていること。
- (イ) 発行後3ヶ月以内のものであること。
- (ウ) 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

(3) 毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。

(枚方市の「毒物劇物取扱責任者変更届」の様式を使用する場合は省略可。)

(4) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書又は雇用契約書の写し

(ア) 使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。

①勤務時間 ②休日 ③記載の店舗専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行う旨

(イ) 雇用主及び責任者両名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。」

1. 勤務時間……
2. 休日……
3. 記載の店舗専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行います。」